

介護保険住宅改修 ご利用の手引き

刈谷市

令和8年10月

介護を必要とする人が住みなれた自宅で自立した生活を送ることができるように、段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を保険給付の対象としています。

住宅改修は、一般的に費用が高額となる場合が多いことや給付上限額が決まっていること、また一度施工すると原状回復が困難であることから、施工前に、福祉用具のレンタルなど他のサービスの活用で問題を解決できないか、心身の状態の維持・改善に本当に有効なものであるかを考え、改修工事の必要性を十分に検討することが大切です。

1 住宅改修を利用できる人

刈谷市の介護保険の被保険者で、要支援１・２又は要介護１～５のいずれかの認定を受けて、在宅生活を送っている人。

2 改修できる住宅

上記１の人が居住している、介護保険被保険者証に記載された住所に所在する住宅。

3 給付対象となる住宅改修の種類

次の（１）から（６）の改修工事（新築・増築の工事は対象外）で、ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員が本人の心身や住宅の状況を確認した上で必要な工事であると理由書に記載したもの。

	改 修 種 別	内 容
（１）	手すりの取付け	転倒の予防や移動をスムーズに行うために取り付けるものです。 なお、取付けに工事を伴わない手すりは給付対象外です。
（２）	段差の解消	具体的には、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、床をかさ上げしたりするもの等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないスロープやすのこ等の設置や、昇降機等の動力による段差解消機器の設置は給付対象外です。
（３）	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	具体的には、畳・タイル等滑りやすい材質からフローリング・ビニル系材等滑りにくい材質への変更等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないものは給付対象外です。
（４）	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に変更する取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も給付対象となります。

(5)	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象となります。 なお、福祉用具購入費支給対象である腰掛便座の設置は住宅改修の給付対象外です。
(6)	その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	① 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ④ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化工事を除く)や床材の変更

4 住宅改修の保険給付額

対象工事のうち20万円までについて、支給申請することで介護保険の利用者負担割合に応じて保険給付が受けられます。

また、刈谷市では、介護保険住宅改修の支給限度基準額である20万円を超えた費用について、20万円まで市の補助金対象となるため、介護保険と合わせて合計40万円までの改修費用が対象になります(下表参照)。

なお、要介護度が3段階以上上がった場合や、転居した場合には再度40万円までの費用について給付が受けられます。

利用者負担割合(※)	保険給付	市の補助金	総支給額
3割	7割給付(上限14万円)	7割給付(上限14万円)	28万円
2割	8割給付(上限16万円)	8割給付(上限16万円)	32万円
1割	9割給付(上限18万円)	9割給付(上限18万円)	36万円

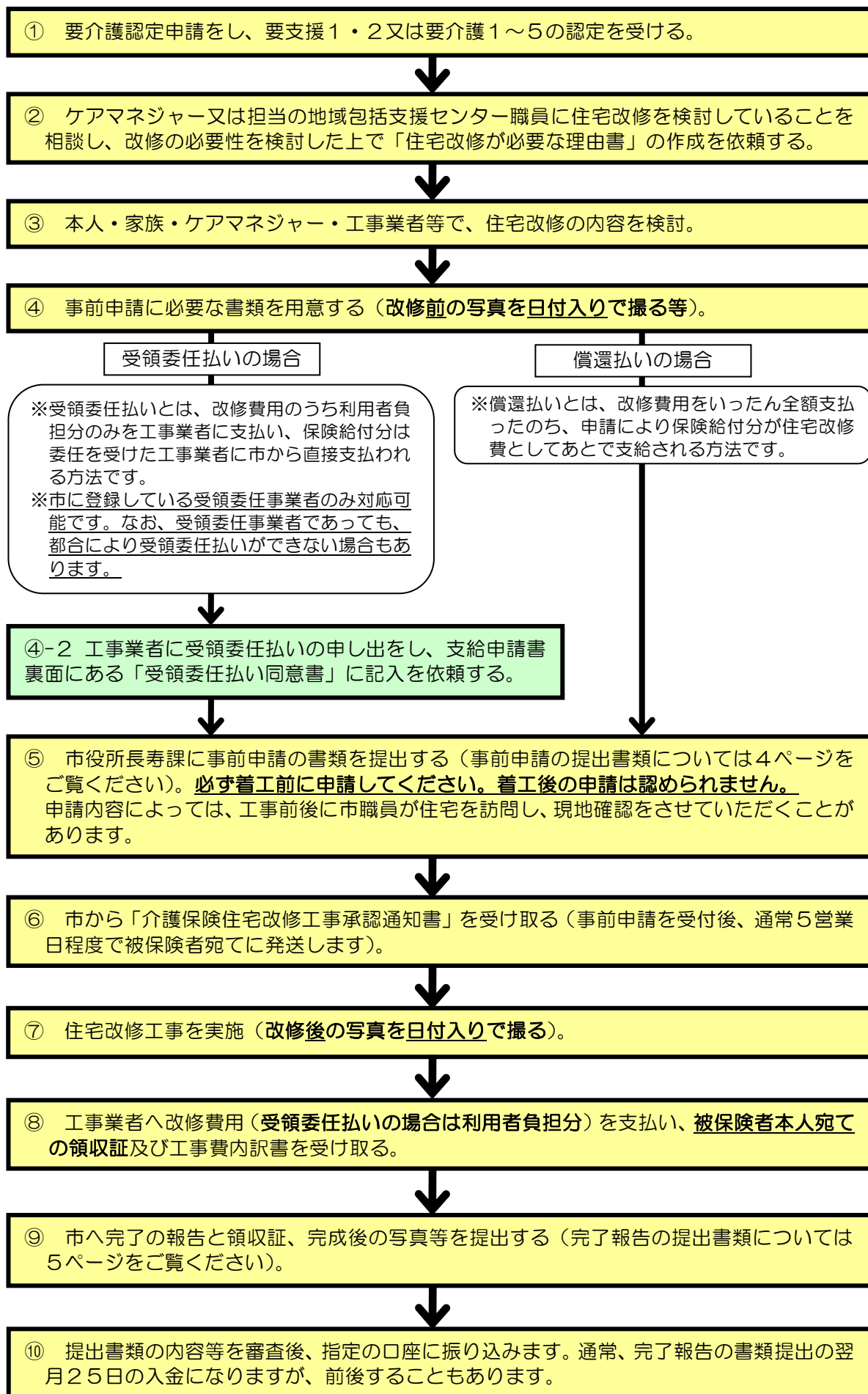
※ 領収日時点の利用者負担割合が適用されます。

ただし、事業者の都合により事業者が領収する時期が遅れることで利用者負担割合が変更になる場合は、完成日における負担割合が適用されますので、申請時に申し出てください。

(イメージ図)

	20万円		40万円	
	介護保険対象費用		市の補助対象費用	
1割負担	2万円 (自己負担)	18万円 (保険給付)	2万円 (自己負担)	18万円 (市の補助金)
2割負担	4万円 (自己負担)	16万円 (保険給付)	4万円 (自己負担)	16万円 (市の補助金)
3割負担	6万円 (自己負担)	14万円 (保険給付)	6万円 (自己負担)	14万円 (市の補助金)

5 住宅改修の実施方法



6 事前申請（着工前）に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 （受領委任払い制度を利用する場合） （申請書裏面） 受領委任払い同意書	被保険者証等を参考に、正確に記載すること。 ① 受領委任払いが可能な工事業者は、市に登録している受領委任事業者のみ。工事業者が受領委任払いに同意する場合、受領委任払いが可能となる。 ※ 受領委任事業者一覧は、刈谷市ホームページに掲載。 ② 保険料滞納による給付制限（支払方法変更）を受けている方は、受領委任払いを利用できない。 ③ 事前申請前に工事業者に申し出をすること。
2	住宅改修が必要な理由書	① 原則的に被保険者が契約する居宅介護支援事業者等に所属するケアマネジャー又は担当の地域包括支援センター職員が記載すること。 ② 居宅介護支援事業者等と契約していない場合は、任意の居宅介護支援事業者等に依頼すること。 ※ 居宅介護支援事業者一覧表は長寿課窓口にあります。
3	工事費見積書	① 工賃と材料費を適切に区分すること。 ② 材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など詳細に記載すること。既製品を利用する場合は、必ず <u>定価が記載されたカタログのコピー</u> を添付すること。 ③ 住宅改修の種類を明記すること。 ④ 「諸経費」という記載は避け、詳細を記載すること。 ⑤ 写真と照合できるように表示すること。 ⑥ <u>図面</u> 等を添付し、住宅内での改修箇所の位置や高さ、サイズ等が分かるようにすること。
4	改修前の写真	① <u>日付入りのカラー写真</u> であること。カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。 ② 改修予定箇所全ての写真を提出すること。その際、工事見積書にある写真等番号と揃えること。 ③ 段差解消工事の場合は、段差の高さが分かるように定規等をあてて撮影すること。
5	（賃貸住宅を改修する場合） 所有者の承諾書	① 事前に住宅の所有者に承諾を得てから改修すること。 ② 賃貸住宅でなくても、改修にあたって所有者の承諾を必要とする場合は添付すること（別居親族の所有の住宅等）。

7 完了報告（工事完了後）に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	完了報告兼請求書	① 口座は原則被保険者本人の口座であること。 （受領委任払いの場合は工事業者の口座であること。） ② 事前申請日、着工日、完成日、改修費用等を記載すること。
2	（償還払いで、請求書の口座を被保険者本人以外の口座にするする場合） 委任状	① 氏名欄は自署又は記名押印すること。 ② 受領委任払いの場合、委任状は不要。 ※ 償還払いで、請求書の口座を被保険者本人以外の口座にする場合に委任状が必要です。ただし、被保険者が死亡している場合は、委任状は不要で相続人への振込となります。
3	領収証	① 宛名は被保険者本人であること。 ② 印紙が適切に添付してあること。 ③ 原本とコピー両方を提出すること。 ④ 受領委任払いの場合は、利用者負担分の額であること。 ※ 領収日時点の利用者負担割合が適用されます。 ただし、事業者の都合により事業者が領収する時期が遅れることで利用者負担割合が変更になる場合は、完成日における負担割合が適用されますので、申請時に申し出てください。
4	工事費内訳書	① 工賃と材料費を適切に区分すること。 ② 住宅改修の種類を明記すること。 ③ 「諸経費」という記載は避け、詳細を記載すること。 ④ 写真と照合できるように表示すること。 ⑤ 工事費見積書での代用は不可、工事費内訳書として新規に作成すること。 ※ 申請時の見積書に記載のない工事は認められません。また、申請時の見積書に記載した材料より高額な材料を使用した工事も認められません。
5	改修後の写真	① 日付入りのカラー写真であること（カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること）。 ② 改修箇所全ての写真を提出すること。その際、工事内訳書にある写真等番号と揃えること。 ③ 段差解消工事の場合は、改修後の段差の高さが分かるように定規等をあてて撮影すること。 ④ 改修前後を対比できるような写真であること。 【ポイント】 ・ 同方向から撮影する。 ・ 1枚で入りきらない場合は複数枚にわたってもよい。 ・ 使用した材料を判別できるように撮影する。 ・ 定規等をあてて撮影する。 ・ 目印になるものを入れて撮影する。

8 給付可否に関するよくある質問

介護保険における住宅改修費の給付は、利用者本人の能力を活かして在宅で自立した生活を継続することや家族等の介護負担の軽減を目的としています。また、介護保険料や税金等を財源とした社会保険制度の給付であるため、改修は必要最低限の内容と金額に限られます。そのため、資産形成に繋がる住宅の新築・増築（リフォームを含む）に伴う工事や老朽化による修繕、趣味やリハビリのための工事は対象となりません。

市に多く寄せさせる質問を例示します。なお、実際に給付対象となるかは、個々の身体状況や住居、介護状況などの実態に応じて判断されるため、類似のケースでも給付の可否が異なることがあります。

要介護認定申請中で、結果が出る前に工事を行いたいが可能か。

⇒要介護認定の結果が出る前でも事前申請は可能です。ただし、工事の完了報告は認定後に行ってください。また、認定結果が非該当（自立）となった場合は給付対象となりません。

入院・入所中で、家に戻る前に環境を整えるために工事を行いたいが可能か。

⇒入院・入所中でも事前申請は可能です。ただし、工事の完了報告は退院・退所後（住所変更を伴う場合はその手続き後）に行ってください。また、退院・退所できなかった場合や工事着工前にお亡くなりになった場合は給付対象となりません。

リフォーム工事を業者と契約したが、介護保険が使えると言われたため申請したい。ケアマネジャーに理由書を書いてもらえばいいのか。

⇒住宅改修制度では、まずケアマネジャー等に心身の状態と住宅環境について相談し、心身機能の維持・改善に必要な工事を検討します。その後、工事業者等も含めて実際の工事内容を決定します。元々予定されていた工事に後から介護保険を適用させようとすることは不適切です。また、他のサービスの利用や生活動線の見直しによって、工事をせずに問題を解決できる場合もあります。住宅改修を希望する際は、最初にケアマネジャー等に相談してください。

✚ 玄関と勝手口や複数のトイレなど、同じ用途の場所への複数の工事は給付対象となるか。

⇒原則、同じ用途の場所は1か所のみが給付対象となります。生活動線の見直しを行い、その上で工事の必要がある場合は、その詳細を理由書に記載してください。

✚ 1階から2階に移動する際の階段に手すりを取り付ける工事は対象となるか。

⇒階段での移動は身体への負荷が大きく、転倒の危険性も高いため、まずは居室を1階へ移すなどの生活動線の見直しを行い、その上で工事の必要がある場合は、その詳細を理由書に記載してください。

✚ 浴槽をまたぐときの負担軽減のため段差解消を行いたい。浴槽の変更のために浴室全体（ユニットバス）ごと入れ替える工事は対象になるか。

⇒理由書から必要性が認められる改修部分のみ対象となります。ユニットバスメーカーが作成した金額の内訳を添付し、工事全体の価格から給付対象部分とそれ以外を按分した見積書を提出してください。

✚ 機能付き手すり（トイレトペーパーホルダーと一体化したもの、浴室のシャワーフック付きのものなど）は給付対象となるか。

⇒使用者の身体状況に適したものであれば、手すり部分の金額のみ支給対象となります。その場合、見積書とともに金額の内訳が明確に分かる根拠資料を提出してください。

✚ 申請に関して期限はあるか。

⇒工事は承認決定後、1か月以内に着工してください。事情があつて着工が遅れる場合は長寿課に連絡してください。また、工事の完了報告は、領収書に記載された領収日の翌日から2年以内に行ってください。

申請書等記入例

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ	カリヤ タロウ		保 険 者 番 号		2	3	2	1	0	8
被保険者氏名	刈 谷 太 郎		被 保 険 者 番 号	0	0	0	0	0	1	1
生 年 月 日	明・大 昭 10年 4月 1日									
要 介 護 状 態 区 分 等 (着 工 時)	要支援 1・2	要介護 1・2・ 3 ・4・5	認 定 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日						
住 所	刈谷市 東陽町〇丁目〇番地									
住宅の所有者	刈 谷 一 郎		被保険者との関係（ 長男 ）							
改修の内容・ 箇所及び規模	手すり取付…廊下2カ所 寝室・浴室各1カ所 スロープ取付…寝室敷居1カ所 床材変更…トイレ 扉変更…洗面所入口（引き戸） 便器変更…和式→洋式 付帯工事…寝室壁 トイレ床（下地補強） トイレ（給排水工事）		業 者 名	株式会社〇〇建設						
			担 当 者 名	愛 知 三 郎						
			連 絡 先	(0566) 21-XXXX						
			着工予定日	〇〇年〇〇月〇〇日						
改修費用	459,690 円									
刈谷市長 上記のとおり申請します。 〇〇年〇〇月〇〇日 工事全体の税込金額を記入。 申請者 住 所...刈谷市東陽町〇丁目〇番地..... 氏 名...刈 谷 太 郎..... 電話番号...(0566) 22-XXXX.....										

- 備考 1 この申請書に見積書、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、材料のカタログ、改修前の写真及び平面図等を添付してください。
- 2 改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

受領方法（いずれかに○を付けてください）

☒ 受領委任払い ☐ 償還払い
--

受領委任払いの場合は、裏面の「受領委任払い同意書」に記入してください。

受領委任払いの場合は、この「受領委任払い同意書」に記入してください。
償還払いの場合は不要です。

(裏 面)

様式第3号

受領委任払い同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住 所 刈谷市東陽町〇丁目〇番地

氏 名 刈 谷 太 郎

※自署または記名押印してください。

電話番号 (0566) 22-XXXX

この申請に係る介護給付費等の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。

上記申請者に係る介護給付費等の受領について同意します。

なお、介護給付費等は、請求書類に記載の口座に振り込んでください。

受領委任登録番号 〇〇

所 在 地 刈谷市御幸町〇丁目〇番地

事 業 者 株式会社〇〇建設

代 表 者 代表取締役 三河 四郎

※自署または記名押印してください。

電話番号 (0566) 21-XXXX

住宅改修が必要な理由書

(P1)

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	〇〇〇〇〇11111	年齢	〇〇歳	生年月日	明治 大正 10年6月1日 昭和	性別	☒ 男 ☐ 女
	被保険者氏名	刈谷太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護			
				1・2	1・2・③・4・5			
	住所	刈谷市東陽町〇丁目〇番地						

作成者	現地確認日	〇〇年〇〇月〇〇日	作成日	〇〇年〇〇月〇〇日
	所属事業所	居宅介護支援△△		
	資格	介護支援専門員（登録番号11111111号）		
	氏名	長寿花子		
	連絡先	0566-23-XXXX		

保険者	確認日	年 月 日	評価欄	
	氏名			

介護支援専門員登録番号を記載。
※地域包括支援センター職員で、
介護支援専門員でない場合は不要。

＜総合的状況＞

二

利用者の身体状況	右大腿骨頸部骨折により人工骨頭置換術術後。 平成〇〇年〇月に廊下で転倒し入院。人工骨頭置換術後、〇月〇〇日に退院。 主に車いす使用であるが、介助があれば、ゆっくりではあるが歩行可能。	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		
		改修前	改修後	
介護状況	骨折前より長男夫婦と同居しており、排泄と入浴の介助については主に長男の妻が行っている。 日中は、本人しかいない場合もある。	●車いす	☒	☒
		●特殊寝台	☒	☒
住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか	長男の妻の介助と見守りにより何とか生活できているが、生活動作など自分でできることはしていきたい。 できることは自分で行っていききたいとの思いを支援していく。 家屋が古く、手すりなどはなく、段差があるため、住宅改修を行い、安全に生活できるようにしていく。 今回は排泄と移動動作について改善したい。できればお風呂には毎日入りたい。	●床ずれ防止用具	☐	☐
		●体位変換器	☐	☐
		●手すり	☐	☐
		●スロープ	☐	☐
		●歩行器	☐	☐
		●歩行補助つえ	☐	☐
		●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐
		●移動用リフト	☐	☐
		●腰掛便座	☐	☐
		●特殊尿器	☐	☐
		●入浴補助用具	☒	☒
		●簡易浴槽	☐	☐
		●その他		
		・ _____	☐	☐
・ _____	☐	☐		
・ _____	☐	☐		

住宅改修が必要な理由書

(P2)

＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(・・なの で・・で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(・・することで・・が改善できる)を記入してください		④ 改修項目(改修箇所)
12排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☒ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☒ 排泄時の姿勢保持 ☒ 後始末 ☐ その他()	移動は車いすを主に利用しており、介助があれば歩行も可能。 下肢の筋力低下により、既存の和式トイレでは利用が困難な状況である。 トイレの床がタイルであり、非常に滑りやすく、車いすから移乗する際に転倒の危険性がある。	☒ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☒ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	既存の和式トイレを洋式便器に取り替えることで自立した排泄が可能になり、床材を変更することで、移乗が安全になり、本人や介護者の身体的負担が軽減される。	☒ 手すりの取付け (玄関までの移動経路) (浴室内) (寝室の壁面) () ()
	☒ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☒ 浴室内部での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内部での姿勢保持 ☐ その他()	移動は「排泄」と同じ。 洗面所の扉は開き戸であり、車いすで移動する際には扉が邪魔である。 浴室内はつかまるところがないため、移動の際に転倒の危険性がある。	☐ できなかったことをできるようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☒ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	扉を引き戸にすることで出入が容易になる。 浴室内に手すりを設置することで転倒が防止され、安全に入浴できる。	☒ 段差の解消 (寝室の敷居に三角スロープ) () ()
	☒ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他()	移動は「排泄」と同じ。 本人寝室より廊下が25mm下がっているため、移動が困難。	☒ できなかったことをできるようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☒ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	三角スロープを設置することで車いすでの移動を円滑に行う。 玄関までの廊下を移動する際にふらつきによる転倒を防止し、歩行を補助する手すりが必要。	☒ 引き戸等への扉の取替え (洗面所入口) () ☒ 便器の取替え (和式から洋式) ()
	その他の活動			☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	

工事費見積書（工事費内訳書）の記入例

工事費見積書

住宅改修の種類は、下欄にある項目の数字を記入※括弧は自動で入力されます。
写真等番号は、写真貼付用紙の通し番号と一致させる※No.は自動入力されます。

住宅改修 の種類	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称	商品名・規格・寸法等	改修全体			（再掲）対象部分		算出根拠
						数量	単価	金額	数量	金額	
(1)		浴室	手すり	インテリア・パー（L型）	A社製 AC111【ステンレス製φ35：L=600×800	1本	16,000	16,000	1本	16,000	
				取付工賃		1本	3,000	3,000	1本	3,000	
(1)		廊下	手すり	長尺手すり	B社製 BD999-1（木製φ35：L=4,000）	1本	10,000	10,000	1本	10,000	
				ブラケット	B社製 BD999-2	2個	800	1,600	2個	1,600	
				エンドホルダー	B社製 BD999-4	2個	1,500	3,000	2個	3,000	
				取付工賃		2m	2,000	4,000	2m	4,000	
(1)		廊下	手すり	長尺手すり	B社製 BD999-1（木製φ35：L=4,000）	—m	—	—	—m	—	
				ブラケット	B社製 BD999-2	2個	800	1,600	2個	1,600	
				エンドホルダー	B社製 BD999-4	2個	1,500	3,000	2個	3,000	
				取付工賃		2m	2,000	4,000	2m	4,000	
(1)		寝室	手すり	長尺手すり	B社製 BD999-1（木製φ35：L=4,000）	1本	10,000	10,000	1本	10,000	
				手すり下地	集成材 3,000×100×10	1本	2,000	2,000	1本	2,000	
				ブラケット	B社製 BD999-2	2個	800	1,600	2個	1,600	
				エンドブラケット	B社製 BD999-3	1セット	2,000	2,000	1セット	2,000	
				コーナーブラケット	B社製 BD999-5	1個	1,500	1,500	1個	1,500	
				取付工賃		3.2m	2,000	6,400	3.2m	6,400	
(3)	No.1	寝室	敷居	段差解消スロープ	C社製 CE234（木製：1200×90×25）	1本	2,700	2,700	1本	2,700	
				取付工賃		1本	1,000	1,000	1本	1,000	
(3)		トイレ		和式便器・床（タイル）撤去		2.2㎡	7,500	16,500	2.2㎡	16,500	
				木材費	下地・根太	1式	5,000	5,000	1式	5,000	
				下地工事		2.2㎡	5,000	11,000	2.2㎡	11,000	
			床	ウッドフローリング（床材）	C社製 KA135（4尺×6尺用・厚15mm）	1枚	20,000	20,000	1枚	20,000	
				張り替え工賃		2㎡	5,000	11,000	2㎡	11,000	
			便器	洋式トイレ	D社製 DF555 AB-1 ZX-7895	1台	143,000	143,000	1台	143,000	
				取付工賃		1台	15,000	15,000	1台	15,000	
				給排水工事（材料費）	配管等	1m	3,000	3,000	1m	3,000	
				給排水工事（工賃）	位置変更手間	1式	10,000	10,000	1式	10,000	
				電気工		1式	10,000	10,000			保険対象外
		洗面所	扉	既設建具撤去		1式	10,000	10,000	1式	10,000	
				引き戸	E社製 EX987（木製：2,000×954×30）	1セット	80,000	80,000	1セット	80,000	
				取付工賃		1カ所	10,000	10,000	1カ所	10,000	
小計								417,900		407,900	
諸経費								0		0	
消費税								41,790		40,790	
合計								459,690		448,690	

【左欄】改修全体には、保険対象外工事も含めた全体工事額を積算し、【右欄】の（再掲）対象部分には、改修全体のうち介護保険対象工事となる金額を再掲し、積算します。介護保険対象外の工事については、（再掲）対象部分に記入しません。

保険対象外

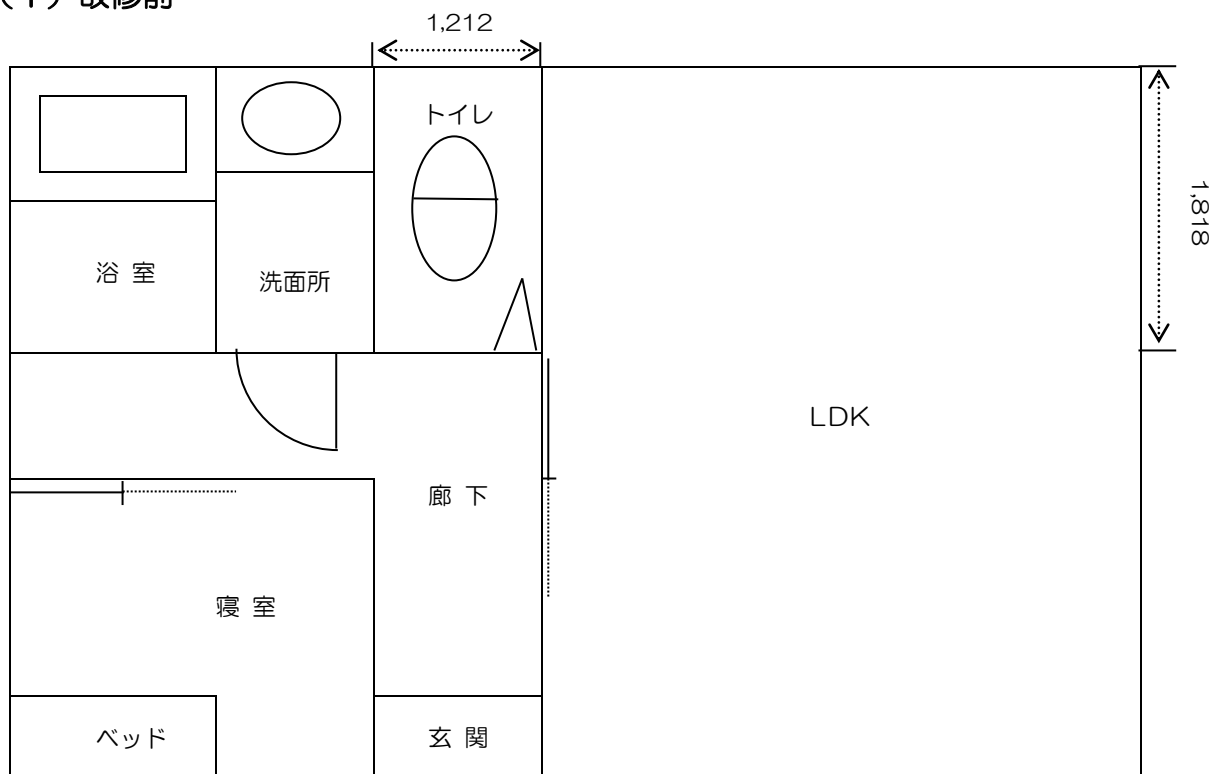
※改修全体の金額記入し、保険対象部分工事については、再掲欄にも記入してください。

住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

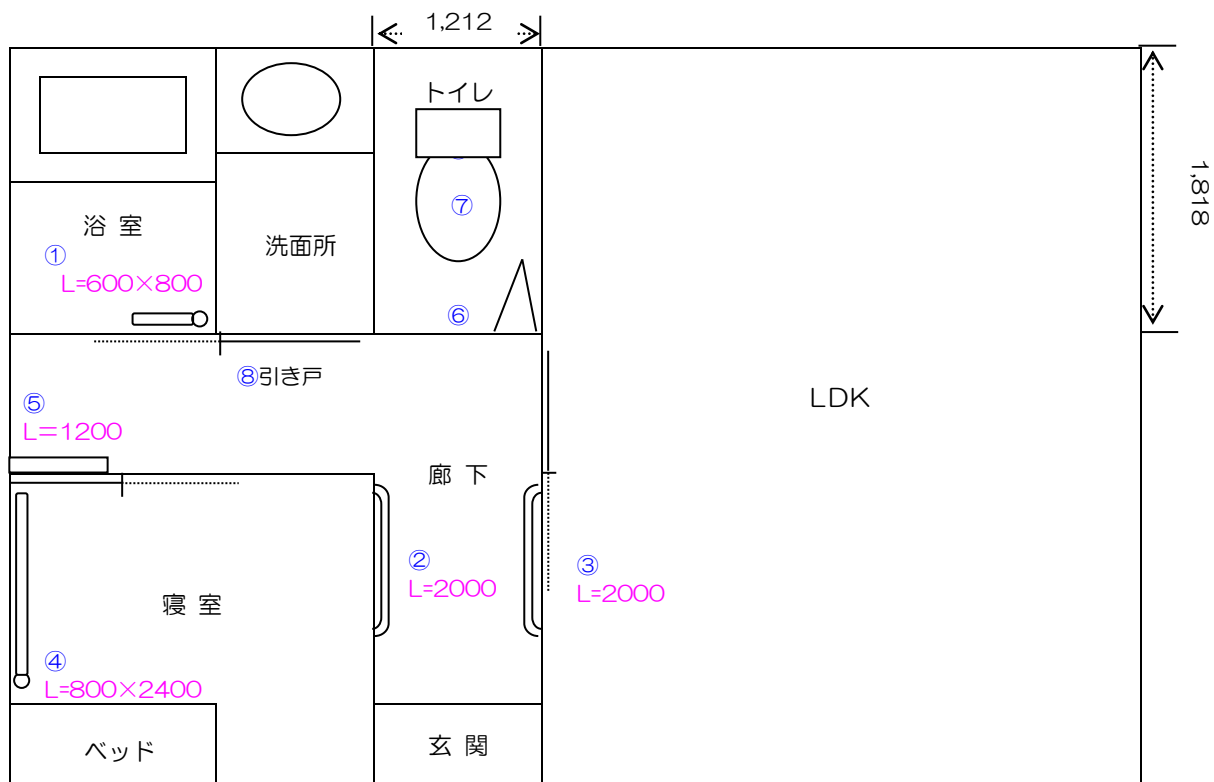
名称 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

図面サンプル

(1) 改修前



(2) 改修後



写真貼付用紙

※工事見積書の「写真等番号」に揃えること

被保険者氏名	刈谷 太郎	被保険者番号	0000011111	写真No.	①
住 所	刈 谷 市 東 陽 町 ○ 丁 目 ○ 番 地				
改 修 箇 所	居 間	対象工事種別	段差解消		
改 修 前		撮 影 日	〇〇年〇〇月〇〇日		

【写真撮影時のチェックポイント】

- 日付が入っていますか？
- 改修前の部分が全て確認できますか？
- 手すり…手すり取付予定部分が全て揃っていますか？
- 段差解消…段差があることが確認できますか？（定規等をあててください）
- 床材変更…床・通路が移動しにくいことが確認できますか？
- 扉変更…扉が開き戸等であることが確認できますか？
- 便器変更…改修が必要な便器が確認できますか？
- 付帯工事…付帯工事の必要箇所が確認できますか？



※写真は、それぞれ日付が入ったものとしします。日付機能のないカメラの場合は、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

完了報告兼請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

刈 谷 市 長

住 所 刈谷市東陽町〇丁目〇番地

氏 名 刈 谷 太 郎

下記のとおり介護保険住宅改修工事が完了しましたので報告します。
また、刈谷市住宅改善費補助金を請求します。

記

事 前 申 請 日	〇〇年〇〇月〇〇日
着 工 日	〇〇年〇〇月〇〇日
完 成 日	〇〇年〇〇月〇〇日
改 修 費 用	459,690 円
刈谷市住宅改善費 補 助 金 請 求 額	180,000 円

金額に関する訂正がある場合は、
請求書を作り直してください。

※添付書類・・・領収証、工事内訳書、改修後の写真

居宅介護（介護予防）住宅改修費及び刈谷市住宅改善費補助金を下記の口座に振り込んでください。
口座振替依頼欄

金融機関名	店舗名	口座種別	口座番号
刈 谷 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合	本店 東陽 支店 出張所	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	8 7 6 5 4 3 2
フリガナ	カリヤ タロウ		
口座名義人	刈 谷 太 郎		

ゆうちょ銀行の場合

1	原則、被保険者本人の口座になります。ただし、受領委任払いの場合は、工事業者の口座を記入してください。	
フリガナ		
口座名義人		

1) 対象工事のみで契約した場合の領収証サンプル

領 収 証		刈 谷 太 郎 様	
領収書の宛名は被保険者本人		受領委任払いの場合は、工事費用から保険給付額及び市の補助金額を差し引いた金額になります。	
金 額	¥	4	4
		8	6
		9	0
印 紙			
但...介護保険住宅改修工事(手すり・段差解消・床材/扉/便器変更) 〇〇年〇〇月〇〇日 上記正に領収いたしました。			
内 訳		〒448-0821	
税抜金額.....407,900		刈谷市御幸町〇丁目〇番地	
消費税額等(10%) 40,790		株式会社 〇〇 建設	
		代表取締役 三河 四郎	

*工事費内訳書の記入例は、13 ページを参考にしてください。

2) 対象工事以外も含めて契約した場合の領収証サンプル

領 収 証		刈 谷 太 郎 様	
領収書の宛名は被保険者本人		受領委任払いの場合は、工事費用から保険給付額及び市の補助金額を差し引いた金額になります。	
金 額	¥	4	5
		9	6
		9	0
印 紙			
但...介護保険住宅改修工事等(手すり・段差解消・床材/扉/便器変更・クロス張り替え) 〇〇年〇〇月〇〇日 上記正に領収いたしました。			
内 訳		〒448-0821	
税抜金額.....417,900		刈谷市御幸町〇丁目〇番地	
消費税額等(10%) 41,790		株式会社 〇〇 建設	
		代表取締役 三河 四郎	

*工事費内訳書の記入例は、13 ページを参考にしてください。

写真貼付用紙

※工事内訳書の「写真等番号」に揃えること

被保険者氏名	刈谷 太郎	被保険者番号	0000011111	写真No.	①
住 所	刈 谷 市 東 陽 町 ○ 丁 目 ○ 番 地				
改 修 箇 所	居 間	対象工事種別	段差解消		
改 修 後		撮 影 日	〇〇年〇〇月〇〇日		

【写真撮影時のチェックポイント】

- 日付が入っていますか？
- 改修後の部分が全て確認できますか？
- 手すり…手すり取付部分が全て揃っていますか？
- 段差解消…段差が解消したことが確認できますか？（定規等をあててください）
- 床材変更…床材等が変更されたことが確認できますか？
- 扉変更…扉等が変更されたことが確認できますか？
- 便器変更…改修後の便器が確認できますか？
- 付帯工事…付帯工事箇所が確認できますか？



写真は、それぞれ日付が入ったものとしてします。日付機能のないカメラの場合は、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

介護保険住宅改修
ご利用の手引き

令和8年10月1日

刈谷市役所

長寿課 介護認定給付係

TEL 0566-62-1013

E-mail choujyu@city.kariya.lg.jp